

# 熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱

制定 令和 3年 4月 1日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年3月13日条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、本市の本庁舎等整備の在り方について、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から委嘱された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、有識者会議の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 有識者会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を掌理し、有識者会議を代表する。
- 3 会長が事故等により職務を行えないときは、あらかじめ会長が委員から指名する副会長が、その職務を代理する。

(有識者会議)

第6条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、有識者会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し有識者会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって有識者会議に代えることができる。第3項の規定は、この場合について準用する。

(有識者会議の公開)

第7条 有識者会議は、公開により行うものとする。ただし、審議において熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議するときは、公開によらず会議を行うものとする。

- 2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(分科会)

第8条 有識者会議は、特定の事項又は専門の事項について審議するため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の審議事項を審議するため、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、会長及び分科会長の意見を聴いて市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) その他市長が必要と認める者
- 4 分科会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 5 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員から会長が指名する。
- 6 分科会長は、当該分科会の会務を掌理し、当該分科会を代表する。
- 7 分科会長が事故等により職務を行えないときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 臨時委員の任期は、委嘱された日から委嘱された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、分科会の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前2条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項、第4項及び第5項中「会長」とあるのは、「分科会長」と、第6条第2項から第5項中「委員」とあるのは、「当該分科会に属する委員及び臨時委員」と読み替える。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、決裁を受けた日から施行する。